

第7章 特別活動

特別支援学級の特別活動は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づいて指導を行うが、特別の教育課程による場合は、「特別支援学校学習指導要領」及び「東京都立特別支援学校小学部（中学部）教育課程編成基準・資料」（平成22年3月）を参考にして指導計画を作成する。その際、通常の学級と同じ目標・内容等とともに、次のことを参考にする。

小学校又は中学校の特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第6章

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第7章 特別活動

第1節 授業時数

特別活動として授業時数とするのは、学級活動のみである。

なお、特別活動（学級活動）の年間総時数は、小学校1年生が34単位時間、2年生以上が35単位時間を標準と示されている。中学校も同様に35単位時間となる。

第2節 交流及び共同学習の推進

特別支援学級においては、特別活動を通して、通常の学級の児童・生徒と交流を図り、自主性を育て、互いに協力し合う態度を養い、よい習慣を形成できるようにすることが大切である。

知的障害学級においては、知的障害特別支援学校の教育課程を参考とできるため、各教科、道徳及び自立活動と合わせて指導を行うことができるが、クラブ活動（小学校のみ）、委員会活動は、各学校に合わせて時間を設けて指導をした方が適切である。

また、通常の学級の児童・生徒だけではなく、近隣の特別支援学級や特別支援学校、地域社会の人々との交流についても積極的に推進していくことが重要である。

第3節 特別活動と各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、自立活動、総合的な学習の時間等との関連

集団活動を充実するためには、各教科等の学習で獲得した関心・意欲、知識や技能などが、集団活動の場で総合的に生かされ、発揮されなければならない。また、集団活動を通して培われた自主的・実践的な態度が、各教科等により影響を与えることも多い。このように各教科等と特別活動は、互いに支え合い、補い合う関係にある。その意味で、特別活動全体の目標を達成し、ひいては各学校の教育目標をよりよく実現するために、特別活動と他の領域との関連を十分図って計画し、指導することが大切である。

第4節 障害の特性に応じた配慮事項

児童・生徒一人一人の知的障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、特に、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。

- (1) 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする。
- (2) 児童・生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法を適切に定める。
- (3) 児童・生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する。

第8章 自立活動

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別指導計画のに基づいて行うようにしなければならない。

指導計画を作成するに当たっては、「特別支援学校学習指導要領」及び「東京都立特別支援学校小学部（中学部）教育課程編成基準・資料」を参考にする。

第1節 自立活動の目標及び内容

自立活動の目標、内容は、特別支援学校学習指導要領に示されている。

今回の改訂では、社会の変化や幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、次の内容について項目の整理が行われた。

新たに追加された5項目	変更のあった項目	変更内容
<ul style="list-style-type: none"> ○他者との関わりの基礎に関すること。 ○他者の意図や感情の理解に関すること。 ○自己の理解と行動の調整に関すること。 ○集団への参加の基礎に関すること。 ○感覚や認知の特性への対応に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他者との関わりの基礎に関すること。 ○他者の意図や感情の理解に関すること。 ○自己の理解と行動の調整に関すること。 ○集団への参加の基礎に関すること。 ○対人関係の形成の基礎に関すること。 ○感覚や認知の特性への対応に関すること。 	<p style="text-align: center;">【人間関係の形成】の区分の下に整理</p> <p style="text-align: center;">⇒ 削除</p> <p style="text-align: center;">【環境の把握】の区分に追加</p>

特別支援学校の学習指導要領で示す自立活動の「内容」は、個々の児童・生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて選定されるものである。全てを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する。また、学習指導要領等に示す自立活動の「内容」は、個々の児童・生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。従って、具体的な指導内容の設定に際し、自立活動の「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けることが重要である。

自立活動の目標と内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）

1 目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

2 内 容

1 健康の保持	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 他者との関わりに関する基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	<ul style="list-style-type: none"> (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

第2節 指導計画の作成と内容の取扱い

自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行う必要がある。そのためには、個々の児童・生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握し、指導の目標を設定し、具体的な指導内容を示した個別指導計画に基づいて行わなければならない。

1 児童・生徒の実態の把握

実態把握は、全ての教育活動に必要なことであるが、自立活動の指導に当たっては、実態の的確な把握に基づいて、個別指導計画を作成することからも特に重要である。

児童・生徒の障害の状態は、一人一人異なっている。自立活動では、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的にしているので、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なってくる。そのため、個々の児童・生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められている。

実態把握の具体的な内容

- ・病気の有無や状態
- ・生育歴
- ・基本的な生活習慣
- ・人ともとの関わり
- ・心理的な安定の状態
- ・コミュニケーションの状態
- ・対人関係や社会性の発達
- ・身体機能
- ・視機能
- ・聴機能
- ・知的発達や身体発育の状態
- ・興味・関心
- ・障害の理解に関すること
- ・学習上の配慮事項や学力
- ・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性
- ・進路
- ・家庭や地域の環境
- 等

実態把握の方法

- ・日常の行動観察
- ・教員間の情報交換
- ・保護者からの情報収集
- ・引継資料の活用
- ・専門機関からの情報収集
- ・諸検査の活用
- 等

それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら、目的に即した方法を用いることが大切である。

なお、情報の適切な管理については十分留意する必要がある。

2 指導目標の設定

個々の児童・生徒の実態把握に基づいて、在籍期間、学年などの長期的な観点に立った目標とともに、当面の短期的な観点に立った目標・方法を定めることが、自立活動の指導の効果を高めるために必要である。この場合、児童・生徒の障害の状態等は変化し得るものであるため、特に長期の目標については、今後の見通しを予測しながら指導の目標を適切に変更し得るような弾力的な対応が必要である。

長期的な観点に立った指導の目標を達成するためには、児童・生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切である。すなわち、段階的に短

期の指導の目標が達成され、それがやがては長期の指導の目標の達成につながるという展望が必要である。

なお、小学校から中学校へと継続的に指導していく過程で、指導内容の重複や欠落がないように、個人ファイルなどによって児童・生徒の指導記録の管理を適切に行うとともに、それまでの指導の蓄積効果を生かすようにすることも重要である。

3 具体的な指導内容の設定

(1) 児童・生徒が興味を持って主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容

(ア) 児童・生徒にとって課題が容易であったり、難し過ぎたりしないように配慮する。

(イ) 指導の段階を細分化するとともに、児童・生徒の興味を引きそうな教材・教具を準備したり、賞賛や激励を適宜行ったりするなどして、児童・生徒の主体性や意欲を高める工夫をする。

(ウ) 自分の目標を自覚させ、課題の達成度を自分自身で理解させることで、児童・生徒が成就感を味わえるように配慮する。

(エ) 自己を肯定的に捉えられるように指導する。

(2) 児童・生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容

(3) 児童・生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容

(4) 児童・生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容

(ア) 児童・生徒自ら環境に働きかける力を育むには、自ら行おうとする活動について、適した場所の選択、不要なものの除去、明かりや音などの室内環境の調整、道具や補助用具の選択と配置などに気を付け、実際に身の周りの環境を整える事ができるように段階的に指導する必要がある。

(イ) 自分だけで活動しやすい環境がつかれない場合は、周囲の人に依頼して環境を整えていく必要がある。この場合、単に依頼の仕方を教えるだけではなく、調整のために再度依頼する場面などを体験的に学習する必要がある。さらに、他者に支援を依頼する経験だけでなく、他者に支援を行う経験をする場面の指導も大切である。

4 評価

特別支援学校学習指導要領に、「児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすように努めること。」と新たに規定されたように、適切な評価を実施し、自立活動の指導が改善されていくことが求められている。自立活動に

おける児童・生徒の学習の評価は、実際の指導が児童・生徒の指導の目標（ねらい）に照らしてどのように行われ、どのように変容しているかを明らかにするものである。また、どのような点でつまずき、改善するためにはどのような指導をしていけばよいかを明確にするものでもある。

評価に当たっては、指導の目標を設定する段階において、児童・生徒の実態に応じて、その到達状況を具体的に捉えておくことが重要である。どのような場面でどのような方法を用いることができるかなど、児童・生徒の具体的な行動として評価が可能になるように工夫する。

評価は、児童・生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもある。教師自身が指導の在り方を見つめ、適切な指導内容・方法の改善に結び付けることが求められる。

また、児童・生徒にとっては自らの学習状況や結果に気づき、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促す意義がある。自立活動の指導においては、児童・生徒が自分の障害と向き合うことが多くなる。障害のある自分を知り、受け止め、それによる困難を改善しようとする意欲を持つことが期待される。したがって、自立活動の時間の課題についても、学習中あるいは、学習後において、児童・生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切である。

第3節 特別支援学級における自立活動の取扱い

特別支援学級においては、自立活動の指導計画の作成に当たり、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示される6区分26項目を参考にして、個々の児童・生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて内容を選定し、教育課程の中に位置付ける。

このことは、あくまで個々の実態把握に基づいた個別指導計画に関連する内容を選択するというもので、項目全てを指導するというわけではない。

指導の形態も、自立活動の時間を特設して行うのか、各教科や各教科等を合わせた指導の中で行うのかなど、学級を構成する児童・生徒集団の状況により適切に編成する。

自立活動の時間を特設する必要があると判断された場合でも、学級全体で同一課題を設定して指導することは望ましくなく、小集団や個別指導の場を設定し、個々の課題に応じた題材や教材、指導方法、教員の適切な配置などを工夫する必要がある。

第9章 交流及び共同学習

平成16年6月の障害者基本法の改正により、同法第14条の3に「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と示された。今回の学習指導要領の改訂においても、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の中で、障害のない児童・生徒と障害のある児童・生徒との「交流の機会を設けること」が定められ、交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けられた。

○小学校学習指導要領第1章第4の2(12)、中学校学習指導要領第1章第4の2(14)

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童・生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第1節 交流及び共同学習のねらい

障害のある児童・生徒が社会の一員として主体的に生活できるようにしていくためには、社会一般の人たちの障害のある児童・生徒に対する正しい理解と認識が不可欠である。そこで、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒、あるいは地域社会の人たちが、触れ合い、共に活動する機会を設けることが大切になってくる。

交流及び共同学習は、特別支援学級に通う児童・生徒にとっても、通常の学級の児童・生徒や地域に暮らす様々な人々と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場ともなる。

また、特別支援学級は、障害があるために通常の学級の指導では十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために編制された学級である。個に応じた指導を行うことで、児童・生徒の心身の安定を図りながら学習に取り組むことができる反面、十分な集団活動を展開することが難しい場合が少なくない。児童・生徒の今後の社会参加を念頭に置き、多様な集団においても主体的に活動することを学ぶための場として、特別支援学級に在籍する児童・生徒の成長発達に必要な集団活動の場を意図的に設定していく必要がある。

このような観点から、教育課程の編成に当たっては、交流及び共同学習の場を積極的に活用していく必要がある。通常の学級の児童・生徒にとっても、特別支援学級の児童・生

徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、各学級に合った方法を考えていくことが可能であるが、交流及び共同学習を双方にとって有意義なものにするためには、児童・生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内での協力体制を構築し、効果的な活動を設定することが重要である。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒と一緒に参加する活動には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。交流及び共同学習は、この二つのねらいを重視しながら進めていく必要がある。

第2節 交流及び共同学習の方法

1 交流及び共同学習の方法

交流の方法としては、直接的な交流と間接的な交流がある。

直接的な交流では、相互が同一の場で活動するものとして各教科等の授業、学校行事やクラブ活動、さらに給食や清掃の参加なども考えることができる。

間接的な交流では、学年だより・学級だより、児童・生徒の絵画や写真の（巡回）展示会、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを利用してコミュニケーションを深めることが考えられる。

2 交流及び共同学習の交流先

- (1) 通常の学級との交流
- (2) 地域の人々との交流
- (3) 特別支援学校、他の特別支援学級との交流

交流及び共同学習の定義からすると、これまで特別支援学級において「交流教育」の名称で実践されてきた、特別支援学級間や、特別支援学級と特別支援学校との交流活動は、障害のある児童・生徒相互の活動であるが、その内容は、障害のない児童・生徒との活動への橋渡しをするものとして位置付けを見直し、交流及び共同学習へと発展・充実させていく必要がある。

第3節 交流及び共同学習の計画・実施に当たっての留意事項

交流及び共同学習は、各教科や特別活動などで実施されるが、効果的に進めるためには次のような点に留意する必要がある。

1 指導計画作成上の留意事項

- (1) 特別支援学級の各教科・領域等の年間指導計画への位置付け、個別指導計画への位置付けを行い、計画的に実施する。また、共同学習を計画する場合は、特別支援学級と通常の学級それぞれの各教科・領域等の年間指導計画に内容及びねらいを位置付ける。
- (2) 児童・生徒の障害の状況、興味・関心、発達段階、本人の集団適応の状態を十分に考慮

し、安全に活動できる内容を設定する。

- (3) 学校行事における交流では、儀式的行事のほか、健康・体育的行事（交通安全教室、運動会など）、行事（学芸会、展覧会など）、小学校では、遠足・集団宿泊的行事（遠足、移動教室など）、中学校では、旅行・集団宿泊、勤労生産・奉仕的行事（地域清掃活動など）が挙げられる。

交流の方法としては、該当学年の学級の児童・生徒集団に入る方法、特別支援学級の全学年がある一つの学年にまとまって入る方法がある。児童・生徒の実態、それぞれの行事の特質や内容などを考慮して方法を決定する。

- (4) 教科等においては、本人の障害の状態や発達段階等を十分に考慮することはもちろん、通常の学級における各教科等のねらいや学習内容、進捗の状況などを十分に考慮し、交流の時間にその目的を十分に達成できるようにすることが重要である。

通常の学級の児童・生徒とともに学習する中で特別支援学級の児童・生徒が各教科等のねらいを達成しつつ、十分な満足感や成就感が得られるような活動を計画し、進めることが大切である。特に、総合的な学習の時間では、その趣旨から見た場合、児童・生徒が主体的に活動する場面が多く含まれていることから、活動内容のほか活動水準にも留意する必要がある。

- (5) 地域の人々との交流及び共同学習には、PTAをはじめ学校の近隣の人々との関わりが考えられる。各教科、特別活動、総合的な学習の時間の展開において、地域の人々を招いたり、地域の商店や工房など校外に出かけていったりする必要がある。この場合、事前に趣旨や交流内容、児童・生徒との関わり方や配慮など、十分に連携を図っておくことが重要である。また、特に校外で学習する場合は、緊急時の対応など綿密な計画を作成しておくことが大切である。

- (6) 特別支援学校との交流では、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童・生徒一人一人の実態に応じた配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

また単に行事等の交流のみでなく、各教科等に位置付けた共同学習による成果も考えた活動を設定していくことも大切である。

- (7) 他校の特別支援学級との交流は、障害に配慮した環境の下で共に活動できる内容が設定され、児童・生徒が十分に成就感を得られる活動が展開できる利点がある。

活動例としては、特別支援学級合同運動会、合同遠足などの行事のほか、教科や特別活動、生活単元学習、作業学習などを合同で行うものが挙げられる。これらの実施については、事前指導段階から交流校相互で綿密な連携を図り、初期の目的を達成することができるようにすることが大切である。ただし、合同行事の練習等に多くの時間が割かれ、児童・生徒の負担や授業時数の減少が生じないようにすることに留意する。

2 実施に当たっての留意事項

- (1) 事前に、通常の学級担任、教科担任等との連携を十分とるとともに、通常の学級の児童・生徒、保護者への理解啓発を行う。
- (2) 新たな場面で混乱することが予想される児童・生徒の場合には、事前に活動内容や方法

を十分に説明したり、手順を視覚的に示したりする配慮をするとともに、途中での変更をできるだけ行わないように努める。

- (3) 一人一人の障害の特性に応じて、学習環境を整えたり、使用する教材を工夫したりする。
- (4) 交流及び共同学習を実施するに当たって、児童・生徒の実態や個別の課題、その時の活動のねらいや内容によっては、学級の全員の児童・生徒が参加する場合もあれば、学級の一部の児童・生徒だけが参加する場合もあることを、あらかじめ児童・生徒や保護者にも説明し理解を促しておくことが必要である。
- (5) 交流の成果を保護者等へも説明し、障害のある児童・生徒に対する理解啓発を充実させる。

3 評価に当たっての留意事項

- (1) 交流及び共同学習の評価は、活動のねらいに応じた評価項目、評価方法等について、事前に学校（学級）間で十分に打合せをしておくことが大切である。
- (2) 特別支援学級においては、交流を行った通常の学級、実施回数、主な内容等を指導要録の備考欄に記載する。
- (3) 交流及び共同学習の評価は、通常の学級、特別支援学級それぞれの学級において、各教科・領域等の評価規準・評価の観点に基づき評価を行い、指導要録等の評価に反映させる。また、交流先の学級、実施回数、主な内容等を指導要録の備考欄に記載する。
- (4) 交流及び共同学習の評価で、細かな部分についての評価が必要な場合は、特別支援学級の担任が付き添い、評価を行う。

第4節 指導体制の整備

通常の学級などとの交流を円滑に進めるためには、各学校又は各学級の教育計画に交流及び共同学習を明確に位置付けることが重要である。学校全体の計画においても配慮しながら、児童・生徒の実態を十分に考えて活動を行っていく必要がある。

特別支援学級は小学校・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、適切に運営していくためには全ての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の位置付けが曖昧になり、学校組織の中で孤立することのないように留意する必要がある。

そのためにも、学校全体の協力体制づくりを確実に進めるとともに、校内委員会においても併設された特別支援学級の様子等を検討事項に入れたりするなど、全ての教師が障害について正しい理解と認識を深める機会を設けたりする中で、教師間の連携に努める必要がある。

また、通常の学級と特別支援学級の双方の担任が、学級の枠を越えて児童・生徒に関わる意識を持つことも重要である。障害のある児童・生徒が一つ一つの活動に楽しく参加し有意義な時間を過ごすことができるためには、周りで関わる児童・生徒の存在抜きにしては考えられない。障害のない児童・生徒が、障害のある児童・生徒との関わりを深めていく中で、教職員(特に学級担任)の理解の在り方や指導の姿勢、障害のある児童・生徒への

接し方が大きく影響する。そのことを十分理解し、通常の学級においても学級内の温かい人間関係づくりに日々努めることがよりよい交流及び共同学習を進めていくための一つの要因となる。

第10章 個別の教育支援計画

第1節 個別の教育支援計画の目的

個別の教育支援計画は、障害のある児童・生徒一人一人のニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うために作成するものである。

また、この支援は教育のみならず、福祉、医療・保健、労働等の様々な側面からの取り組みが必要であり、実施に当たっては、支援機関、関係部局等との密接な連携・協力を確保することが不可欠である。そのような意味からも、個別の教育支援計画は、小学校及び中学校学習指導要領において個別に作成することが示されたことから、特別支援学級に在籍する児童・生徒には、保護者ととともに、以下の手順にそって作成し、在学期間はもとより、進学先にも確実に引き継ぐことが求められている。

第2節 個別の教育支援計画の作成の手順

1 障害のある児童・生徒の実態把握

新入生・転入生については、就学（入学）相談資料、就学（入学）前機関における指導資料や支援計画等を活用し、作成する。他学年については内容を確認し、必要に応じて修正や更新を行う。そのためには、引継資料等を活用する。

家庭や学校などでの様子や本人・保護者の希望を確認する。年度初めの個人面談・家庭訪問等の機会を捉えてニーズを聞き取ることや、希望調査用紙で聞き取るなどして、本人・保護者の希望を大切にすることが重要である。また、必要な場合は、専門家による診断や専門的な検査等による実態把握も行う。

2 実態に即した支援目標の設定

児童・生徒の様子と希望を考え合わせ、実態把握の内容を基に、学習面又は生活面に関する支援目標を明確にする。設定された支援目標が適切かどうかを本人・保護者と検討し確認し、決定する。担任はもとより、特別支援教育コーディネーターとも連携して原案を作成し、必要に応じて、校内委員会等において確認する。

3 具体的な支援内容の明確化

支援目標を達成するために必要と思われる支援を明確にする。また、その支援を実施する支援機関(学校も含む。)も明確にする必要がある。

(1) 支援機関が決まっているケース、又は、既存のネットワークで対応できるケース

既に関係機関での支援がスタートしていて、引き続き同様の支援内容を行っていく場合は、担任が調整を行う。既存のネットワークを使って支援機関が決定できる場合も、担任が具体的な支援の調整を行う。

(2) 新たな支援機関を探す必要があるケース

担任は特別支援教育コーディネーターと協力して、スクールカウンセラーや養護教諭などと情報交換を行ったり、広域連携協議会や学校運営連絡協議会、関連する学校、保

護者等と連絡をとったりしながら、支援機関を探す。

4 支援内容の決定(支援会議)

支援機関が決まったら、支援会議(本人・保護者・担任・特別支援教育コーディネーター・関係機関が参加)を開く。

特に、学校以外の支援機関における支援が必要な場合は、支援機関の担当者等と行う支援会議において内容を確認することが大切である。

第3節 個別の教育支援計画の評価

個別の教育支援計画においては、支援の実施後に計画の内容を評価し、次のステップにつなげていくことが大切である。年度末には、児童・生徒の一年間の評価の一環として、個別の教育支援計画も評価することが適当である。

具体的な支援の評価としては、個別の教育支援計画に基づく支援内容について、定期的に評価を行うことが望ましい。支援内容の有効性や今後の具体的な対応、学校や支援機関との連携などについて確認する。

年度末に、本人・保護者・関係機関からの情報をもとに学級担任が評価の内容をまとめる。まとめたものを集約し、次年度に引き継ぐ。

第4節 個人情報の取扱いの留意点

個人情報の取扱いについての注意は、情報収集に関することと、収集後に関することの両面から考えておく必要がある。

1 情報収集に当たっての注意

個別の教育支援計画を作成する際の実態把握に当たっては、人権尊重の観点から、その情報が現在の指導において本当に不可欠なものかどうか、不必要な情報の収集を行っていないか十分に吟味した上で、収集に当たることが大切である。

また、実態把握のために使用される調査票の内容や項目に関しても適宜、見直しを行い、児童・生徒の教育にとって本当に必要な情報かどうか再検討していくことも重要である。

東京都個人情報の保護に関する条例第4条に、「個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するための必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」とある。例えば、個別の教育支援計画を作成する際に医学的情報を得る必要が生じた場合、何のためにどのような情報を得たいのかを明確にし、保護者に対して情報収集の趣旨説明を十分行った上で、必要な情報についてのみ集めることが大切である。

2 情報収集後の注意

児童・生徒や家庭にかかわる情報を収集し個別の教育支援計画に反映させる場合、何よりもまず、人権やプライバシーの遵守及び情報の漏洩等の事故防止に努める必要がある。

その他、作成した個別の教育支援計画、掲示物や研究資料、学級通信等の作成や取扱いについても、個人情報保護の観点から細心の注意を払う必要がある。

個別の教育支援計画の書式例

児童・生徒	ふりがな		性別
	氏名		
担任	氏名		
在籍校		学校	年 組

現在・将来についての希望

児童・生徒	
保護者	

支援の目標	学校生活における児童・生徒への支援の内容 ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と指導者の役割分担 ・「個別指導計画」での具体的な指導・支援
必要と思われる支援	

学校の支援

家庭の支援	家庭生活における児童・生徒への支援の内容 ・家庭における児童・生徒への支援の役割分担 ・その他
-------	---

支援機関の支援

家庭生活	支援機関: _____ 担当者: _____ 連絡先: _____ 支援内容: _____	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 ・その他
余暇・地域生活	支援機関: _____ 支援内容: _____	
医療・健康/教育相談等	支援機関: _____ 支援内容: _____	
支援内容の評価と課題		医療・健康面での支援 ・主治医の定期的な診察 ・医療的ケア ・通院 ・機能訓練 など

支援会議の記録(予定も含む)

日時	参加者	協議内容・引継事項等
作成日	平成 年 月 日	<新規・更新(回)> 校長 作成担当

私は、以上の内容を了解し確認しました。

平成 年 月 日 氏名 _____

第11章 個別指導計画

特別支援学級の児童・生徒の障害の状態は、近年更に多様化し、一人一人の実態に応じた適切な指導が求められていることから、東京都では、一人一人の児童・生徒について、個別指導計画を各教科・領域等の全体にわたって作成し、各教科・領域等における目標、内容、方法(手立て)、評価を記載することを基本としてきた。

今後、小学校及び中学校学習指導要領に示されたとおり、個別指導計画の作成において、児童・生徒の障害の状態等を見極め、的確な実態把握を行うとともに、保護者のニーズを十分に受け止め、個別の教育支援計画等を活用し、専門家や専門機関と情報交換しながら連携を深めていくことが一層求められている。また、作成した個別指導計画を保護者に提示し、理解・協力を求めることも大切である。

第1節 個別指導計画の作成の手順

1 実態把握の方法

個別指導計画を作成するに当たり、児童・生徒の実態を客観的かつ正確に把握することが必要である。そのためには、学級に在籍する一人一人の児童・生徒の障害の状態、学習や日常生活の状態や課題に関する情報を収集する必要がある。また、家庭での様子、学校での様子、諸検査の記録等から見た児童・生徒の状況など多面的に捉え総合的に理解し、指導の手がかりを探る必要がある。

また、教育的な立場や心理的な立場、医学的な立場、保護者等、第三者からの情報による実態把握も貴重である。

実態把握に基づいて個別指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、更に必要な情報を補い、個別指導計画を修正していくという柔軟な対応も大切である。

2 指導目標の設定

指導目標の設定に当たっては、長期的な観点に立った指導目標と当面の具体的課題としての短期的な目標の設定が必要である。児童・生徒の実態に基づき、保護者の希望を聞き、意見交換も行いながら、具体性のある目標を設定する。

長期的な目標については、児童・生徒の発達の状態や生活などの将来像を想定して設定することになる。短期目標については、長期的な目標に向けて、段階的に、また、系統的に設定することが必要である。

また、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うことを目指し、現在の発達の段階において育成すべき具体的な指導目標を設定することが大切である。

学校においては、児童・生徒の実態、学校や地域の実態等から掲げられた学校教育目標の下、重点目標、各部・各学年の教育目標等を設定する。さらに、これに従って、学年ごと、教科ごとに目標や内容等を示し、指導計画を作成する。

3 個別指導計画作成の流れ

個別指導計画の作成の手順は、家庭生活表、学校生活表及び諸検査の記録に基づく児童・生徒の実態把握から始まり、年間の指導計画の評価で一区切りとなる。

第2節 個別指導計画の評価

指導の結果や児童・生徒の学習状況の評価するに当たっては、指導の目標を設定する段階において、児童・生徒の実態に即して、その到達状況を具体的に捉えておくことが重要である。

評価には、児童・生徒の知識面、技能面、関心・意欲・態度等の情意面における学習状況の評価、自立活動の評価と、目標の設定や指導方法が適切であったかという教師側における指導の評価がある。

1 学習状況の評価

観点別評価については、基本的には「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の四観点ごとに評価を行い、児童・生徒の学習状況を具体的に捉えたり、バランスよく指導内容を構成したりすることに活かすことが大切である。

(1) 知識・技能の学習面の評価

学習の様子を具体的に把握して評価をする。例えば、平仮名の「の」「め」「ぬ」を読み分けることができるようになったなど、ステップを細かくみていくと、評価がしやすくなる。

児童・生徒にも分かりやすい目標を設定し、それに基づいて学習の様子を具体的に把握し、目標がどの程度達成できたかを客観的に評価することが大切である。

(2) 関心・意欲・態度等の評価

児童・生徒が生き生きと活動できたかを評価する。例えば、めあてや見通しを持てたか、自発的・自主的に学習できたか、人と人との関わりを楽しみ、人と協力できたか、精一杯活動し成就感・充実感をもてたかなどが評価の観点となる。新たな学習をする際の励みとなるような観点で、一人一人の児童・生徒の日頃の授業の様子を肯定的にとらえ、評価する。

(3) 自立活動の指導の評価

自立活動の指導は、6区分の内容を必要に応じて合わせて指導するため、各区分の指導内容について明らかにするとともに、区分ごとの評価の観点や観点に基づいた具体的な項目及び評価規準を設定して評価することが大切である。

指導と評価は一体であると言われるように、評価は児童・生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもある。教師には、評価を通して指導の改善が求められる。

2 指導の評価

(1) 目標設定、教材・教具、指導内容・方法などの指導評価

○目標設定は妥当であったか。

○教材・教具が一人一人の児童・生徒に合っていたか。

○指導内容・方法や学習環境の設定が適切であったか。

○児童・生徒の興味・関心に合っていたか。

○指導の手だてに過剰な支援又は支援の不足がなかったか。

単元や学期末の評価だけでなく、児童・生徒が課題に十分にに取り組むことができなかつたり、授業場面で混乱して情緒不安定になったりした時に上記の問題を検討し、さらに、何が誘因として考えられるか(音刺激、視刺激、初めての体験に対する抵抗感など)、それに対する手立て等について適切に行われていたかどうかを分析することが大切である。また、指導体制や指導方法、年間指導計画等についても検討し、指導を最適なものにしていくことが重要である。

(2) 評価の信頼性の確保と説明責任

評価が児童・生徒の学習の改善に生かされるようにするためには、学習の評価を児童・生徒や保護者に十分説明し、評価についての考え方などを共有していくことが大切である。

これまでも評価に関わる情報は通知表や面談などを通じて伝えられてきたが、それは学習の結果を学習の後に知らせるという性格が強かった。児童・生徒や保護者が評価に対して信頼感をもち、その情報を生かして学習に取り組むようにするには、学習の過程や結果における評価情報を適切に提供していく必要がある。その際、どのような観点や規準、方法で評価を行うのかといった学校としての評価の考え方や方針を教育活動の計画などとともにあらかじめ説明することが大切である。

評価には信頼性が求められるが、それは単に数値化されたデータだけがその根拠になるのではなく、評価する教師、評価される児童・生徒、それを受け止める保護者が、おおむね妥当であると判断できることが信頼性の根拠として意味をもつ。その意味でも、評価規準や評価方法等に関する情報が児童・生徒や保護者に事前に提供され、理解されていることも評価に対する信頼性を確保するために大切である。

第3節 個人情報の取扱いの留意点

※ 第10章「個別の教育支援計画」第4節を参照のこと。

【参 考】

<個別指導計画の廃棄について>

指導要録の指導に関する記録が5年保存となっていることに準じて、個別指導計画についても、5年経過したものに対して廃棄の措置をとることが望まれます。

なお、保護者に提示して手渡した個別指導計画は、この限りではありません。

(東京都教育委員会「障害のある児童・生徒のための個別指導計画Q&A」平成9年2月)

特別支援学級における個別指導計画の参考例

個別指導計画資料

個別指導計画 (例)

作成年月日 平成○○年5月/7月/12月 / [作成者 教諭○○△△]

名前 ○○ ○○

項目	記入内容	実態・様子 ニーズ →長期目標 短期目標 がんばり目標	指導方法 (いつどこで)		評価・次の課題 ◎できる・○継続・△課題
			学 校	家 庭	
基本的生活習慣	排泄 食事 清潔 着脱 整理整頓	整理整頓が自分からはできない。→ ①使ったものの後片付けをする。自分の物は自分で整理する。 かぶりのTシャツや、ジャージのズボンを着ていることが多い。上着のフラスターはかきつけている。→ ②ボタンをかけるシャツ・フラスナーのあるズボン・ひも靴などの衣服・履き物に慣れる。 (中学進学に向けて)	①片付け終わるのを待ってから、次の指示を出す。持ち物に記名をさせて、自分で机やロッカーに片付けられるようにする。 ②気温に合わせて衣服の調節をする。手を洗った時に、ハンカチで手を拭くよう繰り返して指導する。	①自分の持ち物・衣服は、自分で整理整頓できるようにする。 ②暑い時は上着を脱ぎ、寒ければ着るとい判断を自分でできるようにする。天気予報を見て、翌日着ていく衣服を自分で準備できるようにする。	◎片付けはできるが、時々面倒くさがる。やらないこともある。 △ハンカチを持っているが使用しない。必要な時に使えるように。 ひも靴の使用を提案する。 ○見ている時にはハンカチを使う。 ひも靴に慣れてきた。
行動管理	移動 (通学) 安全・決まり 目的・目標 時間・お金 公共施設利用 学習姿勢 状況判断 柔軟利用	① 公共施設の利用を一人ですることができるようになる。 (鉄道・バス・図書館・温水プール等) おこづかいを毎月もらっている。貯金もしている。→ ②自分のおこづかいは自分で管理する。 人の気持ちを思いやることや、自分の考えだけで物事をとらえることが難しい。自分の考えだけで物事をとらえることが出来る。→ ①相手の気持ちを理解することが出来る。 6年生が学級のリーダーであることは理解しているが、リーダーの役割に関して、自分自身で考えている。→ ②集団の中で自分の立場を考	①図書館での過ごし方を指導する。図書貸出し・返却の手続きや、室内では静かに過ごすことを教える。 ②算数の中で、お金の学習を取り入れる。調理学習前の買い物は、お金を持たせて必要な物を買っていく経験をさせる。 ③唐突に人を傷つけるようなことを言った時には、その場で相手の気持ちを考えよう指導をする。国語の読み取りで、人物の気持ちを考える。 ④学級のいろいろな活動の中で、自分の立場に気付かせる。下級生のお手本となることをがんばり目標とする。自分自身でその日の自分の行動を振り返らせる。	①家から近いところは、一人で行って過ごすことができるよう、徐々に行動範囲を広げていく。 ②自動販売機で、自分の分は必ず自分で買うようにする。自分の財布からお金を出できるようにする。 ③自分が相手から傷つけられたらどう思おうかを話して聞かせる。 ④集団でのルールや役割を前もって教える。	◎学校図書館の使い方はよい。地域の図書館に広げていきたい。 ○自分でお金を使う機会を増やそう。 →家庭での経験につなげてもらう。 △人の気持ちを傷つけることを平気で言うことがある。その都度相手の身になって考える。 ○以前より相手に失礼な発言は減ってきた。 ○がんばり目標に、振り返る機会を設ける。 ○つぶやきなどから、内面的変化が分かる。自分の役割を受け入れ、役割を果たそうとしている。
社会性・関わり	言語 (発音) 社会性 意思の伝達 (会話・言葉) 集団行動参加 対人関係 遊び	漢字の書き順間違いが多い。→ ①簡単な漢字から、正しい書き順を覚える。習った漢字を日常生活で使用する。 文章の読解力がある。状況をとらえて場面をイメージする力がある。→ ②文章を詳しく読み取る。	①書き順の意味を説明する。漢和辞典の引き方の学習も取り入れ、正しい書き順を覚えておいた方がよいことを説明する。 ②場面の状況や登場人物の気持ちなどが捉えやすい文章を取り上げる。	①1年生の漢字から読み書きを学習する。漢和辞典・国語辞典を利用する。 ②図書館で本を借りて、継続的に読書ができるようにする。本人の好きなジャンルに限らずいろいろなジャンルの本に触れる。	△漢字を書く意識が低い。面倒がついて書かないこともある。日記の中では誤りではあるが、使おうとする気持ちも見られる。

国語	言語 理解 表現 書写 関心・意欲・態度	漢字の書き順間違いが多い。→ ①簡単な漢字から、正しい書き順を覚える。習った漢字を日常生活で使用する。 文章の読解力がある。状況をとらえて場面をイメージする力がある。→ ②文章を詳しく読み取る。	①書き順の意味を説明する。漢和辞典の引き方の学習も取り入れ、正しい書き順を覚えておいた方がよいことを説明する。 ②場面の状況や登場人物の気持ちなどが捉えやすい文章を取り上げる。	①1年生の漢字から読み書きを学習する。漢和辞典・国語辞典を利用する。 ②図書館で本を借りて、継続的に読書ができるようにする。本人の好きなジャンルに限らずいろいろなジャンルの本に触れる。	△漢字を書く意識が低い。面倒がついて書かないこともある。日記の中では誤りではあるが、使おうとする気持ちも見られる。
----	----------------------------------	--	---	---	---